

第4回三条市教育基本方針等検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成27年1月13日(火)午後2時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- 3 出席者 雲尾委員長、志賀委員長職務代理委員、飯田委員、遠藤委員、平澤委員、阿部委員、山崎委員、白鳥委員、細川委員、廣川委員、石黒委員、住吉委員
- 4 欠席者 藤田委員、鈴木委員、久保委員、長岡委員
- 5 説明のための出席者
長谷川教育長、池浦教育部長、笹川教育総務課長、久住子育て支援課長、樋山小中一貫教育推進課長、前澤教育センター長、長谷川生涯学習課長、永井健康づくり課主幹、清水教育総務課長補佐、高橋小中一貫教育推進課指導主事、大谷教育総務課庶務係長
- 6 傍聴人 2人
- 7 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 開会あいさつ(教育長)
 - (3) 議事
 - ア 三条市教育基本方針(案)について
 - イ 三条市いじめ防止等の基本的な方針(案)について
 - (4) 閉会
- 8 審議の経過及び結果
 - (1) 開会
(清水教育総務課長補佐)

本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、第4回教育基本方針等検討委員会を開催いたします。本日は、藤田委員、鈴木委員、久保委員、長岡委員が所用のため欠席されるとの御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

次に、資料につきましては、事前にお送りをさせていただいております資料No.1「教育基本方針(案)」、資料No.2「いじめ防止基本方針(案)」、資料No.2参考「いじめ防止基本方針(案)の見え消し版」、参考資料「教育基本方針といじめ防止基本方針の策定について」の4種類になります。

それでは、開会にあたりまして、長谷川教育長から挨拶を申し上げます。
 - (2) 開会あいさつ
(長谷川教育長)

皆さん、遅まきながらでございますが、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。会議に先立ちまして、一言だけ御挨拶申し上げさせていただきます。

連日、寒い日が続いておりますが、そういった道足の悪い中、また、御多用の中、委員の皆様から第4回教育基本方針等検討委員会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。この委員会につきましては、昨年の6月5日に第1回検討委員会を開催していただき、この間、委員の皆さんからいろいろと御協議をいただきまいりました。本日は、それぞれ今までいただいた御意見に基づきまして、三条市の教育基本方針、それから三条市のいじめ防止等の基本的な方針、それぞれ案としてまとめさせていただきます。これからも、皆様方から高所大所、こういった立場からの御意見をいただき、それぞれの骨子につきまして御検討いただければと思っておりますが、本日引き続いて御指導いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御礼の言葉とさせていただきます。本日はよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

(清水教育総務課長補佐)

それでは、雲尾委員長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

(雲尾委員長)

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。おととい、新潟市で成人式がございました。私は社会教育委員でもありますので、出席してまいりました。前から2列目に座るんですけど、朱鷺メッセで、およそ8,000人ぐらいの成人のうち5,000人ぐらいが参加ということなんですけれども、式が進んでいる間はずっと後ろのほうを見やるとうるさいんですけど、前から2列目なのでそのうるさいのも余り聞こえることはなく、いろんなアトラクション、オープニングイベントとか何とか進んでまいりました。

その、やっつてる中で実行委員形式で6名か、7名かぐらいの20歳を迎える人たちが参加して、彼らは、女の子もいるわけですけど、本来は振り袖を着て、後ろのほうでやいのやいのやりたいところを、どうしても前のほうでスーツを着て、粛々と進めて、とつても頑張っていました。ですから、そういう子どもたちがまだたくさんいて、三条は3月でしたっけ、またこういう、やいのやいの騒いで、一升瓶持ち込みかけたのもいまして、大丈夫だったんでけどね。そういう子がいる一方で、元気そうな子もいれば、真面目にいろいろ式のために動いている子もいると。そういういろんなものを育てていけるように、基本方針ができればいいなというふうに思っております。本日も活発な審議のほうをよろしくお願ひいたします。

(清水教育総務課長補佐)

それではこれより進行につきましては、雲尾委員長よりお願ひしたいと思ひます。

(3) 議事

ア 三条市教育基本方針（案）について

樋山小中一貫教育推進課長が説明

（雲尾委員長）

ただ今説明のありました「三条市教育基本方針（案）について」、御発言がありましたらお願いいたします。

（阿部委員）

大変御苦勞されて、格調高い文章で謳い上げておられるのだらうと思いますが、じっくり読まさせていただいたところで、私の文章の考え方っていうか、感じ方の違いと、おつくりになった人の違いかもしれないんですが、ところどころにぶつかるような、ちょっと戸惑うような言葉遣いを感じたんですが。それをちょっとお願いしてよろしいでしょうか。

まず1ページ目の、今、お読みになられました「三条市でも市町村合併以来、基本目標」の、前のときもそうだったんですが、ひとづくりよりも、ものづくりが先に来ていることに、私はちょっと違和感を感じまして。どうせつくり直すなら、ひとを先につくり、それからものをつくり、まちづくりになってほしいなと感じた次第でございます。

それから、2ページ目でございますが、段落1の2行目です。「そこで、幼保を含め」の下の行で「次代の三条市を担ったり、当市から世界へと羽ばたいたり」こういう「たり」。「たり」なんていうのを、こういう目標の中に入れるものでしょうか。もし簡単でよければ、「次代の三条市を担い、当市から世界へと羽ばたくことのできる質の高い」、そのぐらいで、「たり」っていうのは何か想像でしかないような、ただ期待するような、してみようか、やめようかみたいな、雰囲気にはとれなかったんで、言葉をいちいち直して申しわけないんですが、感じました。

それから、その次のIVのところの、やはり中間ほどで「小中一貫教育を軸とすることで、「確かな学力」や「豊かな人間性や社会性」」のやになっていますが、これは「豊かな人間性と社会性」のほうがより人間性や社会性という違うものですよね、人間と、社会。これ、2つとも重要だったら、私、「や」じゃなくて「と」のほうがすっきりするんじゃないかなと感じました。

いちいち文章を直して申しわけないんですが、3ページの真ん中に（1）（2）とありまして、（1）がICTですが、（2）の「生き方を考えさせ」、この（2）だけが受身的な、あるいは命令的な、「させ」になっているんです。その（3）は自分で「自立するため」というふうになっているのに、（2）だけが、誰かが上からさせるみたいな、こころの統一性は、上から教育を教えて、させるのか、それとも（3）のように自分で考えるっていうふうな、そういうもので、ここがちょっと、私、ずっと読んでいて引かかったものですから、大変御苦勞してつくられたんでしょうけど、げつばたしたところを申し上げました。以上です。

(雲尾委員長)

関連してございますか。よろしいでしょうか。では、今の4点につきましてどういたしますか。

(池浦教育部長)

何点か、貴重な御意見をいただきました。大変ありがとうございます。基本的には、これからまた文書のほうは改めて見直させていただきたいということを思っておりますが、言いわけっぽく聞こえて答弁が嫌なんですけど。最初に御指摘いただいた1ページ目のものについては、あくまでも基本目標はこういう形でずっと8年間流れてきた、そのときの目標ですので、その反省ということを踏まえてそれ以降のものが今回作らせていただいておりますので、ここでの表現はそのままということで、言われてみれば確かに、その時点では「ひとづくり」が先のほうが良かったのかもしれませんが、少なくとも8年間流れてきた経緯がございますので、ここは、それはそれとして記載をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、2ページ目の2段落目でございますけれども、確かに、おっしゃるとおり、少し弱さがあるなというふうに思いますので、御指摘いただいた方向でこれから検討させていただきたいというふうに思っています。

それから、次の2ページ目の後段につきましても、これも「人間性や社会性」というよりは、確かに、「人間性と社会性」のほうがしっかりするのかなと思うものであります。少し協議をさせていただきたいというふうに思います。

最後、3ページ目でございますが、主語は当然ないわけでございますけれども、ここで、あえて主語を言うならば、それは子どもであると思えます。子どもにとってという中で、(2)だけが受身的な、受動的な感じで記載をされているという御指摘になるかと思えますけれども、ここはあくまでも、一番目の小中一貫教育、これはある程度意図的に、社会、大人のほうから仕掛けていく、それによって子どもたちがどうなっていくか、そういった期待感を持たせて表現したことから(2)については「生き方を考えさせ」という様な表現にさせていただいたものでございますので、これはこのまま出していきたいなというふうなものでございます。

(雲尾委員長)

そのほか、いかがでございましょうか。

(飯田委員)

今ほど文言の関係が出ておりますので。内容につきましては大変いろんな面で盛り込んでいただいております。文言ですが、最初のI基本方針策定の趣旨の一番最後の締め言葉といいたいでしょうか、「基本方針を策定することとしました」弱いなと思いたので、これはもう、実現するため「基本方針を策定します」と、がちっと言い切ったほうがいいのではないかなという感じを受けました。

あと、4ページの5の文の1段落目の最初の文なんですけども、「三条市が進める小中一貫教育の深化・発展し、望ましい」と、ちょっと紛らわしく、読みづらいので、「三条市が進める小中一貫教育が深化・発展し、望ましい教育環境を将来にわたって推進し続けていくため」という形にしたほうが、ずっと読めるんじゃないかなと感じました。

あとは、誤植かなというのを1点。3番、「学び続ける」の段落の、下から2行目ですが、健幸なのコウが幸せな、気持ちはわかるんですが。以上であります。

(池浦教育部長)

まずは誤植かなという点から、わかっていらっしゃる委員もいらっしゃいまして、これ、誤植じゃございません。今、三条市ではスマートウェルネスを進める中で、この「健幸」を造語で使わせていただいたということでございます。

そのほか、御指摘いただいた1ページ目、言われると確かにそうだなというふうな思いがしました。ちょっと弱気になっているところがあるなという、以前から御指摘をいただいておりますが、ここも基本的にはその方向で修正させていただきたいと思っております。それから、最後、4ページ目のことについてもおっしゃるとおりかなと思うものでございますので、この方向で修正をさせていただきたいというように思います。

(飯田委員)

承知いたしました。そうしますと、この「健幸」、造語であるならば、鍵をつけて明確に、三条市独自のものだというふうに示したほうがいいかと思えます。

(雲尾委員長)

そのほか、いかがでしょうか。

(遠藤委員)

前回、基本目標が長いと言った手前もありますので、本当にすっきりさせていただいたなと思っております。ただ、「夢を紡ぐ」という表現は学校現場だけかもしれませんけども、あまり一般的に使われない。学校でよく使うときには、夢を育むというのが一般的なので、ずっと入るんですけど。これでちょっと「紡ぐ」というところで、読んでいくと必ず引っかかりがあります。いや、むしろ引っかかってほしいんだという意図でこういうふうにつくられているのであれば、また、それはそれでいいのかなとは思いますが、これは印象でありますけど、そんなふうに感じましたので、申し上げたいと思えます。

それから、その下の段落構成なんですけども、一番最初の段落で、ふるさと三条をほこりとするにどういう意味があるのかというようなことが書いてあるんですけども、その夢を紡ぐことの大切さというようなものについて、触れた段落は特にないのではないかと。あえていうと、一番最後のまちづくりもひとづくりですの段落が、将来の夢を紡ぎ続けられるっていうことだから、その段落を、例えば2番目にもってきて、そして、「そこで」という段落がある

んですけども、次の章で5つの基本方針と18の指標が出てくるわけですけども、その基本目標、5つの基本方針、18の指標をつなぐような段落のような構成が、その「そこで」という部分になっているんだろうと思うんですけども。そういう文面になるとわかりやすいのかなというふうには思っています。夢を紡ぐってということについての、これをなぜ大切にするかというところがないかと、ふるさと三条を誇りとするということは出てくるんですけどもということで、意見を申し上げました。

あと、5つの基本目標なんですけども、主題、副題がそれぞれついているんですけども、主題と、副題の関係がどういう関係なのかなってというのがちょっとわかりにくいようでありませう。例えば1番の「未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実」というのを目標と考えると、それを主たる主題として副題が「小中一貫教育の推進」っていうんだから、これは手段なんだろう、手段として述べているんだろうなと。だから、1つ目に述べていることが目標的なもので、その次が具体的な手段なのかなというふうに読み取れるんですけども。ただ、その場合も「志を持ち、未来を切り拓き、自立する子どもを育む」っていうふうに、最初に言うてることを言いかえてるような、「未来を拓き、力強く生きるための」って言って、また、似たような言葉で言うてきてるので、何かここがちょっとすっきりしないなっていう印象を。要は、そのテーマっていうか目標と、その次の副題の関係がちょっとよくわからないなと思います。例えば、よくわからないのは、一番最後の5番目であります。「教育の充実を図る環境の整備」といっておいて、また、「教育活動を支え、夢をかなえる環境づくり」。全く同じことが、ただ少し言葉を変えていってただけとしか思えないので、テーマと副題の関係が、統一したほうが読み取りやすいのではないかなというふうに感じましたので、申し上げました。

(雲尾委員長)

関連して、委員の方からはないですか。事務局からは何かございますか。

(池浦教育部長)

御指摘いただきまして、本当にありがとうございます。一番最初に指摘された基本目標、「ふるさと三条を誇りとし夢を紡ぐひとづくり」これ、一番、実は悩んだところなんです。その中で、最初に出したようにつなぐとか、つくるとか、そんなことも最初やったんですが、あまりにもちょっと一般的過ぎるなという中で、何か我々が思っている次代へとつなげていくような、もう少しそれを具体的に文章化したような表現がないかどうかというので、相当議論させていただいて、「夢を紡ぐ」という表現にさせていただいた経緯がございます。小中一貫教育の教育センターだよりも、「火床の火の心を紡ぐ」というような表現でさせていただいて、その辺の表現と、小中一貫教育の今までの取組も少しイメージの中で重ね合わせて「紡ぐ」という表現とさせていただいたというのが本心でございます。

ただ、御指摘のとおり、その部分というものが、下のその文章の中にうまく表現されてい

ないんじゃないかという御指摘については、ああ、ごもっともな御指摘だなというふうに思います。本当に、最後の一文だけでして、将来の夢を紡ぎ続けられる、ここに思いがあるわけでございますけれども、この辺についてもっといい方法がないかはちょっと検討させていただきたいなというふうに思っています。

(遠藤委員)

副題のところはどんなふうに。

(雲尾委員長)

5つの基本方針についての副題ですね。

(樋山小中一貫教育推進課長)

副題との関係を統一したほうが良いというような御意見を頂戴いたしましたので、検討させていただこうと思います。御意見ありがとうございました。

(阿部委員)

今の参考の意見でもよろしいでしょうか。これ、副題なしにして、主題のほうにそれを盛り込んだ言葉を少し足して、一個にしたほうがよほどすっきりすると思います。わざわざ同じような言い回しの副題をつけて、字数をいっぱいにする必要もないように思います。そんな気持ちで読んでいました。ちょっと違うかもしれませんが。

(遠藤委員)

いや、私も、同じようなことをただ言い換えるのであれば、1本のほうがむしろすっきりしていいというふうな気持ちであります。

(雲尾委員長)

そのほかいかがでしょうか。では、ありがとうございました。

イ 三条市いじめ防止等の基本的な方針（案）について

樋山小中一貫教育推進課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今説明のありました「三条市いじめ防止等の基本的な方針（案）について」、御発言がありましたらお願いいたします。

(阿部委員)

4ページに（2）児童生徒の被害性のところに、最初に「外見的にはケンカのように見える行為であっても」、これを読みましたとき、ケンカならいいのかというふうに率直に思いまして。じゃあ、どういうふうに表現していただいたほうがいいかなと思いましたが、11ページの早期発見のところに「遊びやふざけあい」という言葉がありますので、「外見的には遊びやふざけあいのように見える行為であっても」、私はやっぱり、ケンカは見逃しちゃいけないんで

はないかなと思うんで、ちょっとこの文章の出だしに引っかかりましたので、「遊びやふざけあいのように見える行為であっても」のほうが、やっぱりけんかはよくないんじゃないかな、けんかするぐらいいいんだっていうのもありますけど、けんかするのは戦争みたいなものでよくないんじゃないかなと思ったんで、そういうふうに、ちょっと気がつきました。

あとは、少し字が落ちているんじゃないかと思いますが、6ページでございますが、(2)の終わりのほうに、(3)のすぐ2行上、「なお、学校現場おける」、これ「に」か何か落ちているんじゃないでしょうか。それから、8ページの「いじめに対する措置」のところですが、「「いじめの認知」の報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対しな」これ、どう読んでも読めないですね。「学校に対しな支援を行い」、「対して」かなと思いました。

(雲尾委員長)

3点ですかね。いかがでしょうか。

(樋山小中一貫教育推進課長)

御指摘、本当にありがとうございます。主に、初めにと1章以外は文科省の方針の文言を借りながら書いているところではありますが、確かに誤解を生じかねないというところもあるというような御指摘だったかと思いますので、そこを検討させていただこうと思います。

なお、字送りで誤植等々、字が足りないところがたくさんありました。細かく見ていただきましてありがとうございます。修正させていただきます。

(雲尾委員長)

そのほか、いかがでございましょうか。

(阿部委員)

もう1つよろしいでしょうか。「はじめに」の文章のところとか、全体の文章の中で、これも文科省のそういう例があるのか知りませんが、「不易なる市民の願い」「達成するべく」「講じるべき」「憂慮すべき」、「べき」、「なる」なんていう言葉遣いがずっとあるんですけども、今、そういう言葉を教育のほうではお使いになっているのでしょうか。私にすると、とても何か、どう言ってもいいかわかんないけども。「べき」だの、「なる」だの、まあ、そういう世界なんだろうかね。申しわけありません。口語なのか、文語なのか、よくわからない文章です全体が。

4ページの「犯罪行為としてのいじめ」の一番下の行なんですけれど「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは」。意味はわかっているんだけど、すごく恐ろしいような。何かすごく上からの束縛のような、縛りつけられるような、そんなふう感じてしまうんですけど、それほどびしっとしなきゃだめたっていうとこで、こういう文章になっていくんでございましょうか。それだったら「取り扱われるものと認められるもの」ぐらいでも、私はわかるんじゃないかなと。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

今、御指摘のとおり、「べき」という言葉が非常に多く出ているところなんではありますが、この法律ができる前から、文部科学省の通知の中で、いじめが全国的に非常に大きな社会問題となって取り上げられたときから、しっかりとした体制でいじめに対処をしなければならないという姿勢を明確に打ち出そうとする中で、恐らくはこういう、何々すべきなんだという表現が多用されたものであるというふうに考えています。ですので、今、御指摘の最後にありました、4ページの「犯罪行為として取り扱われるべき」という表現につきましては文部科学省の通知で使っている言葉でありますので、これはこのまま、市のほうにしても使わせていただくのが適切なのではないかなというふうに考えております。この辺については強く意思表示を進めるところではないかなと思っています。

ただ、「はじめに」のところ、「べき」とか「べく」という言葉が多くなっているところにつきましては、こちらのほうで原案作成したものでありますので、ここにつきましてはまた再度検討し、適切な言葉について修正をかけられるところがありましたら、かけていきたいなというふうに考えております。ありがとうございました。

(阿部委員)

わかりました。勉強になりました。

(雲尾委員長)

今、文科省の方針を見ていたんですけど、「これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ」までは一緒なんですね。その後に「早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や」というふうにながっているんですね、文科省の文章。だから、この間の警察相談云々かんぬんの部分を省いてつなげるとこうなるということ。まあ、もともとの文章があんまりいい文章じゃないので、これを省いてつなぐとまた余計わかりにくくなるということではあります。まあ、要約の仕方としては間違っではないけれども、元々がわかりにくいので、わかりにくさに変わりはないという状況のようですね。

(阿部委員)

勉強になりました。

(雲尾委員長)

これは、しかし、市民のことがわからなければ意味がないので。

(阿部委員)

そうですね、余りいい感じしないです。本当に。

(雲尾委員長)

そのほかはいかがでございましょうか。

(廣川委員)

今、方針で示された記述の話、具体的にになりますけど。基本的にはこれは私もないんですが、具体的な子ども目線っていうか、具体的な事例の目線からこの方針がどう関わってくるのかなと、読んでいて感じることもあるんですね。

私も人権擁護委員を十何年間やって、中学の先生方から御協力いただきながら、例えば人権の作文を書いてもらうと。そして私、十何年間関わってきたもんで、何千人の子どもたちの作文を読んできたんですが、その中で相当シビアなのがいじめの問題なんですよ。それで、いじめも中学ですから、リアルタイムの今よりは、むしろ小学校時代の思い出っていうか、自分が実際、こういういじめにあった、あるいはいじめを見てきた、あるいは、逆にいじめる側から、いじめられる側になったとか、いろいろなケースを、いわゆるいじめに対する子どもの人権という枠の中でそういった文章に、私はいろいろ書いてくれて、私自身も、読み手のほうも非常に子どもからの刺激をもらうこと多かったんですね。

そういう子供たちの目線からこれを見ると、例えば、無視されて、学校から帰るときに、1人とか、相手にされなくて学校から帰る、その辛さとか。学校から行くまでのいろいろな辛さなどなど、いろいろ切実な非常に辛い思い出を抱えたのが何遍か見るんです。そうすると、それは、学校の側から見えない世界ですかね。そうすると、それはどうやって子供たち、調査する、調査、いろいろそういう悩みを受けとめるという方策を書いてありますけれども、実際そういうものが現実に目の前で展開しとるものを誰が見とるか、それで地域、市民全体でもって大事な子どもたちを見守るっていうのは基本的な考えだと思うんですが、それに基づいてこの方針になっているわけですけども。そうすると、やはり学校でも、もう1つの限界もあると。地域、市民の方々からのいろいろな協力をいただくと。みんなでもって、三条の子どもは、オーバーに言えば三条市民全体でもって三条の子供たちを見守っていこうということだったと思うんですよ。そういうときに、ここでは町内会、自治会とかとありますが、そういう方々の関わりも常に子供たちと町内とか、学校の下校等で関わって見ている、見守っている人たちが、そういうようなところを見たり、あるいは関心を持って子どもたちを見てくれるかどうかというのも非常に大きいわけですが。そういうようなことがどうやって、どういう形になって、それが、子どもたちが、例えば救われるっていうか、そういうことが伝わるかということを考えると、例えば7ページの(3)「関係機関、諸団体との連携」と。

連携とかって言葉って、私たちよく使う言葉なんですけれども、言葉は非常に簡単なんだけれども、非常にイメージとしてなかなか出てこない。連携って書いても、こっちが安心しちゃって、ほっとするようなのに、実際、私自身もそうなんですけれども。例えば、自治会、町内会との有機的な関係づくり、具体的にどういうイメージを持っておられるのかなと。有機的な

関係づくりというのは、学校の抱える問題の、いわゆる町内の方々からも非常に、この人たちも抱え込んで学校に関わるいろいろな問題を一緒になって子どもたちを見守ってもらいたいという、そういう関係をつくるのかということに、私は捉えているんですが、そういう連携とか、有機的な関係づくりというようなものがどうやって、大体が関係機関との連携、連携ってというような関係、有機的な関係づくりというような言葉で終わっているんですけども、これらを、これ、一般の方々が見たときに、どういうふうに捉えるのかなど。具体的にどうしようとしているのかというようなことで、具体的にはこんな形でいうような、何かもう少し先に進んだような形の文章表現ができないものかなというふうなことを、私は考えているんですが。方針ということですので、あと、具体的な施策の中で、あるいは計画の中で出てくるのか。これはこれで終わりにして、あと、今度はこの有機的な関係づくり、あるいは連携を具体的にどうするかというのは、どこでもってどうやるのかってというのは、私が読んでいて、これで終わっちゃうと、ただ言葉でもってそういうまとめてそれで終わりというぐらいで、具体的にどうするかというのは、このいじめ防止で一番大事なポイントじゃないかなと思うので、その辺のところもやっぱり、諸団体の連携というのももう少しどこかでもって具体的なかわりのある、市民が読んでもわかりやすいような形のものを示してもらえたらいいなあという感じがいたします。

感想みたいな形で大変恐縮なんですが、まとまりのない話で大変恐縮ですけども、非常に、連携ってというのが、私自身も実際使っていて、実際それじゃ連携って何を、具体的に何やったかっていうと、何もやってないということで。かえってもう、そういうことでもって自己満足してしまって終わるような実態があるんですけども。そういうところをもう少し市民の方々の協力ということを謳っているわけですので、もう少し具体的なことを示すような感じのものが、どこかであってほしいなという、今の、ちょっと違う、ずれてしまって大変恐縮なんですが、感じました。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

私たち教育委員会としましても、この方針をどのように具現化していくのかということが一番大きな課題であるというふうに考えておりますし、また、現場の学校の先生方一人一人も、恐らくはこの方針や、さらに学校のいじめ防止基本方針に基づいてどういうふうに具現化していくか、連携していくかというのが大きなテーマだというふうに思っております。

また、地域の方々と連携するということにつきましては、本当にもうずっと以前からさげれば続けながら、具体的にはどのようにつながっていくのかということが大きなテーマになっているところでありますが、三条市教育委員会としましては、今年度、啓発用のリーフレットを作成いたしました。これは各保護者のほうに今年度配布させていただいたところであります。以前、御指摘がありましたように、それが、じゃあ、地域の方々にどのようにというところで、

いま一つその進まなかったところではありますが、町内会や自治会につきましては、このリーフレットの改善版を配布になるのか、回覧板での伝達になるのか、まだ確認していないところではありますが、地域の方々にしっかりとお示ししながら、教育委員会や、学校、そして家庭、地域が1つの大きな指標を、同じ土俵で目にするというふうなリーフレット作成を今後進めていきたいというふうに考えています。その上で、ぜひ、問題等を発見した場合については、いついつに、こういうところに連絡していただきたい、連絡をしていただいた上で、同じしっかりとした目線で子どもたちの支援をしていきたいというふうな形をとっていくということになろうかと思えます。まずはこのリーフレットの活用から進めていきたいというふうに考えております。ただ、その方法につきましては、この方針に落とし込んでいくことが、全体のバランスとしてどうなるかにつきましては、これまた協議をさせていただきたいというふうになります。今のところ、そういうことで考えていきたいと思えます。

(雲尾委員長)

廣川委員、よろしいですか。

(廣川委員)

はい、わかりました。

(雲尾委員長)

今挙げたことにつきまして、後日具体策を全て挙げることは不可能ではありますが、その辺を重視して考えていただきたいということになると思えます。また、リーフレット等につきましては、配布なり、回覧なりになりましても、いずれにせよ必要とするときに見れるということが一番重要なこととなりますので、どこかに常時掲示してあるなり、ホームページ等で必ずいつでも見れるなりといった形を、この方針案のところに記載することになるかと思えます。学校のほうでも、学校の基本方針はホームページ等で公開するとなっているのと同じことになるかと思えます。

そのほか、いかがでございましょうか。

2章のあたりは市民等の連携等も書いてあります。3章は特に小中学校が実施すべき施策でございまして、3章については、これはもう学区、学校が常に取り組んでいることを書かれているところに、実際はなっているかと思えますが、この辺について学校の側から特にないようであれば3章はこれでいけるかなど。いかがでございましょうか。この1年で学校のいじめ防止基本方針つくられて、進められて、基本方針ですのでそれほど齟齬は生じないと思うんですが、お困りになっているところとかございましたら、今、言っていただいてもいいかと思えます。

おおむねよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、しばらくしてないようですので、以上で議事は終了といたしますが、今後のスケ

ジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(笹川教育総務課長)

本日、いろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。私どものほうで検討させていただきたいという事案もございますので、お時間を少しいただきまして、修正のほうをさせていただきたいと思っております。その修正案につきまして、今週一杯の16日頃を目処に、各委員のほうに修正後のものをお送りさせていただきまして、時間がない中で大変申し訳ないんですけども、10日間ぐらいで御意見を頂戴できればと思います。メールでも、お電話でも、FAXでも結構でございますけれども、御意見をいただきまして、その御意見の内容につきまして、委員長と協議をさせていただきまして、成案をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

というのは、手前味噌で申しわけないんですけども、こちらの成案をつくりましてから2月6日から約3週間、パブリックコメントをかけさせていただく予定にしております。そこまでは何とか成案ということでもとめさせていただきたいと考えておりますので、そんな形の中で進めさせていっていただければと思っております。また、パブリックコメントをして、全く修正があるかないかというのはわからない部分ですけども、小さい修正であれば、委員長と相談させていただきながら決めていきたいと思いますが、大きく変更等々が必要という場合は、改めて委員の皆様方に集まっていただく場合もありますので、その辺だけを御了承いただければと思っております。

パブリックコメント後ですけども、小さい修正であれば委員長と協議をさせていただきながら、成案という形で作らせていただいたものを、恐らく2月の終わりぐらいになると思いますが、教育委員会の定例会に教育基本方針の議題として上げさせていただきまして、そこで教育委員会として決定をしていきたいと考えています。また、議会の報告ですけども、3月に総務文教常任委員会後に協議会の開催をお願いいたしまして、そちらのほうで教育基本方針等の説明をさせていただきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(雲尾委員長)

じゃあ、パブリックコメントで大きな変更がある場合にはもう一回この委員会は開かれるということですね。

(笹川教育総務課長)

そうです。

(雲尾委員長)

そうでない場合は、郵送で持ってご了解いただく。

(笹川教育総務課長)

パブコメ前に、皆さんと、きょうの御意見でちょっと修正したところを郵送で確認していただきたいと思っておりますけれども、そのようにお願いしたいと思います。

(雲尾委員長)

今週末ぐらいに送っていただいたのを見ていただいて、御意見をいただいて、それがパブリックコメントに出るので、またパブリックコメントで皆さん御確認いただけたと思います。それについて、そこでまた委員としてか、市民としてか、パブリックコメントに発言はしてもいいんですよね。

(笹川教育総務課長)

そうですね、はい。

(雲尾委員長)

その場合は、公式ルートでパブコメでいったほうがいいのか、委員として直接お伝えしたほうがいいのか、どちらでしょう。

(笹川教育総務課長)

通常であれば、委員から協議していただいて、その成案がありますので、パブコメは一般市民の方が、そのほかの方からの御意見を頂戴するということですので、通常であればパブコメからは委員さんからの御意見は。

(雲尾委員長)

パブコメに出て、そこでもなおかつまだあったら、パブコメルートでなくて、直接委員から。

(笹川教育総務課長)

はい。その以前に私どものほうにいただくのは一番スムーズにできるかと。

(雲尾委員長)

ということで、そのときは一市民でなく委員として御連絡いただきたいということになります。議事は以上で全てでございますけれども、ほかに何か、委員の方から何かございましたらお願いします。

(白鳥委員)

では、今のうちに、教育基本方針のところなんですけども、ちょっとこういう方針とか、スローガンみたいなものは、多分、すごく大事だと思うんで、ちょっと印象もあるんですけど。先ほどもちょっと意見があったんですけど、「夢を紡ぐ」ということが、多分、そのスピード感とか、可能性みたいなものが、ちょっと時代に合っていないかなというふうに思います。

あと、その下の3つなんですけど、生涯学習も多分絡んでいるからこういうふうになるのかもしれないですが、5つの基本方針は、もうほぼ学校教育、小中学校の学校教育に関して書かれているような気がするんですけど、基本方針になると、ちょっとそれが本当にこの子どもたちの教育のために目標が設定されてるのかなというのは、ちょっと曖昧になる感じがあって。

それも、例えば一番大事なのは、PTAの立場として一番大事なのは、多分、一番最後の「子どもたちが将来の夢を見つけて、はぐくめる」というようなところなんだと思うんですが、一番最後になっていたり。生涯学習、「大人も、子どもも学び合い、人が集う生涯学習社会」というのは、ちょっと、下の基本方針からいうと一番重要度が低いのではないかなと思ったりします。

三条市、ちょっと始めに戻ってその「紡ぐ」という、その社会にある構成要因を組み合わせたら自分の夢になるっていうイメージがあるんですけど、今の社会の変革とか、その変化の可能性、変化のスピードは、どちらかというと今あるもの、今、小中学校にいる子たちが社会に出たときには、そのときになかったようなことがいろいろ起こっていることが多くて。例えば使い方いろいろ問題になりますけれども、LINEのようなインターネットサービスみたいなものがどんどん出てくる中で、子どもたちが三条市の小中学校の基本基礎教育みたいなのをきちんとすると、自分で新しい夢を見つけたり、世界中から情報をとってきて、それを自分なりに組み合わせて生きる力を育んだりできるっていうような基礎教育が三条市ではきちんと受けられますっていう印象を与えるような文章のほうがいいのではないかなと。これも、今、さらっと読むだけですと、ちょっと大人目線が、三条にいる大人目線で、何となくこの三条市にあるところから自分の夢を見つけだしてもらおうといい、三条市の文化とか歴史を学んで、その中から夢を見つけだしてねっていうような意図とか思いが見受けられるんですけども。子どもたちの可能性は、私たち大人、今の大人が考えられるよりもっと大きくて、もっと可能性に満ちていると思うので、その辺は、そのための基本基礎教育がこの小中学校の教育でできるんだというようなイメージが受けるような、言葉のほうがいいのではないかなと思うので、ちょっと、今ほどおっしゃったパブリックコメントが出たときには、PTAの中でもコメントをまとめたりする作業をしようかなとちょっと思ったんですけど、私あまり発言できないということなので、今のうちに言っておきました。よろしくをお願いします。

(雲尾委員長)

5つの基本方針の順番でいくと、例えば、今、4番を最初にもってくると、幼児教育、学校教育、生涯学習というふうに、子どもを育ての順番になってくという。例えば、学校教育はそういうふうにして変えたわけで、昔は幼稚園が一番最後だったんですけども、幼稚園を義務教育の前にもってきて、幼稚園、小、中、高という順番に規定を変えたんですね。それと同じような感覚でいうと、例えばこの4番を一番前に持っていくと、それなりに順番の整合性がとれるかなということですね。重要度ではなく、どれも重要だけでも、そういう形の順番にしたという位置づけはできたりもするので。その辺も含めて検討していただければと思います。

(池浦教育部長)

本当に、乳幼児から、児童、生徒、そして若者がこの基本方針自体の骨子として考えさせて

いただいているわけでございます。そもそもこの方針の元というのは、あくまで教育基本法ということでございます。構成につきまして、今ほど雲尾委員長から御指摘がありました、この一番方針案の骨子となるのは児童生徒です。その中で、どうしても、一番芯を置くべきところという言い方は少し語弊があるんですけれども、やはり、今、小中一貫教育を中心とした義務教育、これに一番スポットをあてるべきところではないかなというので、そこに照らし合わせまして、やはり学校教育運営というのを一番最初に出したほうが、私どもが今やっている施策がよりわかりやすくなるのかなという視点の中でこういう順番にさせていただいているところでございます。ぜひとも連Pさんのほうで十分ご確認いただいて、また御意見等まとめていただければなというふうに思っています。ありがとうございました。

(雲尾委員長)

そのほか、委員の方々から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれで全体の議事が終了いたします。

ちょうど先週土曜日からですかね、日テレですか、T e n yになるんですかね、土曜9時からのドラマで「学校のカイダン」というのが始まりまして。まさにいじめで支配されている学校にうっかり転校しちゃった子がどう乗り越えていくかという話で、1回目見ただけじゃ、ちょっとこれ以上見続ける気力がないなと思ったりもするんですけど。ドラマですから、きっと解決させていくと思うんですけど。そういったように、現実に子どもたちがいじめを解決していけるようにと、いじめが起きないのが一番ですけれども、起きたとしても解決できるように力を身につけていけるように、それを支えられる基本方針、これによってできればよいのではないかということで、御審議いただいたところでございます。これで、パブコメ等がついて、役割がこれで果たせることになるんだと思いますけども、今まで4回、御審議ありがとうございました。

では、進行をお返しします。

(清水教育総務課長補佐)

ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、教育部長からあいさつを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

(池浦教育部長)

もしかすると、今日はこれ、最後になるのかなと思いながら、最後、御礼のご挨拶を申し上げたいということで、次第の中に入れさせていただいたんですが。今ほど、かなり貴重な御意見いただきましたので、場合によっては3月ぐらいに急遽お集まりいただくこともあるかもしれません。そういうことを含めますが、6月5日から4回という短い議論でありましたけれども、期間的には半年。この中で三条市のこれからの教育の羅針盤ともなるべく教育基本方針、それからいじめに関する基本方針について本当に真摯な御議論をいただきました。本当にそれ

それぞれのお立場から高い御知見で御意見をいただく中で、何とかここまでこれました。その中には総合計画や個々個別の計画を策定したりという中での整合性を図るという中で、私どももちょっと遅れもございましたけれども、委員さんの方からの確かな御意見を指摘いただく中で本当に、現段階でも不備はございますけれども、それなりにまとまってきたというふうに思っております。

これから三条市の教育、当然、きょうのこの基本方針に則りまして進めていくことになろうかと思っておりますけれども、また今後パブリックコメント等あればその辺の意見を踏まえて、改めてまたお示しをさせていただきたいと思っております。

言うまでもなく、これらの基本方針というのは作るのが目的ではございません。作られたことをもとに、市民みんなで共有をして、三条市全体が一つの方向としてこれが導かれるということにこそ、この目的があるわけでございますので、そこを間違えないように私どもしっかりと進めて参りたいと思っております。本当に、今までの御議論ありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

(清水教育総務課長補佐)

長時間にわたりまして大変ありがとうございました。これをもちまして、第4回教育基本方針等検討委員会を閉会させていただきます。

9 閉会宣言 午後3時20分